

日時 令和7年6月4日（水）13時00分～

会場 特許庁庁舎9階 庁議室（オンライン会議併用）

産業構造審議会知的財産分科会

第10回財政点検小委員会

議事録

目 次

1. 開会	1
2. 特許特別会計の財政運営状況等	3
3. 自由討議	1 4
4. 閉会	3 3

1. 開 会

○田岡総務課長 それでは、予定の皆様がおそろいですので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第10回財政点検小委員会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議事進行につきましては、小林委員長にお願いしたいと存じます。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

本日は、特許特別会計の財政運営状況等について、事務局からの報告を踏まえ、議論したいと思います。

それでは、議題に移る前に、事務局から、委員の出欠状況及び定足数等について、御説明をお願いいたします。

○田岡総務課長 本日は、山内委員が後ほど参加される予定でございますが、7名の委員の皆様、全員参加いただく予定となっておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、小委員会は成立することを御報告させていただきます。

また、本日は、関係団体の皆様にオブザーバーとして御参加いただいております。

なお、本年度より一部交代がございまして、日本弁理士会から小澤副会長に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

資料は、お手元のタブレットで御覧いただければと存じます。

資料を配付しておりますが、もしタブレットの操作でお困りがございましたら、合図をしていただければ、事務局の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、議事の公開でございますが、前回と同様、本小委員会では、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。今回も皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、小野特許庁長官から、一言、御挨拶をお願いいたします。

○小野長官 特許庁長官の小野でございます。

本日は、小林委員長はじめ、委員の皆様、オブザーバーの皆様に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会は今回で10回目ということでございまして、発足当初は危機的な財政状況でございましたが、皆様からの的確な、また、継続的な御指導を頂きまして、歳出削減、料金の引上げ、減免制度の見直しなど、様々な改革を推し進めることができました。おかげさまをもちまして、剰余金は令和6年度時点で約1,200億円まで回復できる見込みとなりました。1,000億円を超えるのは6年ぶりということでございます。これまでの御指導、御協力に改めてお礼を申し上げます。

一方、財政運営は、剰余金を積み増せばいいというものではありませんで、今の政府、財政の状況、経済の状況を踏まえますと、賃金と物価の好循環ということが言われていまして、マーケットではエクイティーを上げていくということでございます。そのために、高付加価値化やイノベーションが当然ベースになってくると認識しておりまして、ここで知的財産が果たす役割は非常に大きなものだと考えているところでございます。

実際、我々の施策といたしましても、迅速で質の高い審査ということを一つの柱として、これまでずっとやってきましたが、これに加えて、知財がビジネスにどうやって役に立てるのか、我々は「知財経営」と言っていますけれども、こちらのほうも柱を立てて、今、頑張ろうとしているところでございます。

具体的には、知財経営支援ネットワークを全国に展開していく。また、そういうことによって、中小企業の知財の活用を促していくということでございます。

それから、制度そのものにつきましても、AI、DXにどのように対応していくのかというのは、まさに今、審議会で議論をしているところでございます。

知財の役割はますます重要になってきているということでございますが、我々がこういう施策を進めるに当たっても、人材投資やシステム投資が大事になってきてまいります。

したがって、我々の今の課題は、財政運営と攻めの投資を両立させることだと考えております。

本日の小委員会では、令和6年度の決算見込、出願動向、今後の財政運営の見通しなどについて、御説明をさせていただきたいと思っております。

その中でも、特に投資の部分ということで、システム刷新、庁舎改修といった投資計画についても非常に重要だと考えているところでございますので、先生方の忌憚のない御意

見を頂きたいと考えているところでございます。

剰余金が順調に増加してまいりましたが、出願動向や物価に不確実性があると我々考えておきまして、必ずしも計画どおりに進まないということがございます。経費をあらかじめ正確に見積もることはなかなか難しい。そういう中で、繰り返しになりますが、健全な財政運営と投資の両立をどうやって図っていくのか、非常に困難な課題だと考えているところでございますので、皆様からの是々非々の議論をお願いする次第でございます。

本日はよろしく願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

2. 特許特別会計の財政運営状況等

○小林委員長 それでは、議事に入ります。事務局からの説明をお願いいたします。

○田岡総務課長 それでは、今日、準備させていただきました資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

右下の番号でスライド4をお願いいたします。

本小委員会は、毎年、春と秋に開催しているところです。今回の春の小委員会では、本年3月末までの令和6年度決算の見込や、足元の出願実績等を踏まえた今後の財政運営の見通し、また、今年の夏に取りまとめる予定の令和8年度概算要求の方向性についても御報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、スライド6、右下のページで6をお願いいたします。

令和6年度の決算の見込について御説明いたします。正式な決算の数字は、今後、会計検査院の確認など、精査を進めることとなりますが、一旦、手元にある見込の数字として報告させていただきます。

令和6年度の歳入決算見込額は約1,683億円、歳出決算見込額は約1,442億円となりました。

歳入につきましては、特許料等収入が増加していることに加え、独立行政法人INPITの4年ごとの中期目標期間が令和5年度に一旦終了し、その4年分の不用額として、約54億円が令和6年度にまとめて返納されたことにより増加いたしました。

なお、この4年に一度のINPIT納付金を除きますと、歳入は1,630億円となります。この数字は、令和5年度との比較では、15億円程度増加しています。

歳出につきましては、執行率が94%程度となる見込です。適正な範囲と考えておりますが、近年、執行率が徐々に上がってきており、物価上昇の影響も出てきているのかなど、引き続き注視しつつ、効率的な執行に努めたいと考えております。

これらの結果といたしまして、剰余金が1,219億円まで増加する見込となっております。それでは、次のスライド7をお願いいたします。

前回の小委員会で、足元で歳入が増加していることについて、特許料収入が増えていること、その一要因として、設定登録後10年目以降の権利の現存率が上昇していることを御紹介いたしました。この点につきまして分析を進めてきましたが、現時点で見えてきていることを御報告させていただきます。

状況を把握するため、過去からの現存率の推移を確認してみました。左下のグラフになります。

まず、長期的には、権利の現存率は上昇しております。

折れ線グラフは、上からそれぞれ4年目、7年目、そして10年目から15年目まで刻んでおりますが、それぞれの現存率について、過去二十数年分を時系列で表しております。

10年目以降の現存率は、全体として、時系列で上昇している様子が見てとれます。これは、次のページでも御紹介いたしますが、長期にわたって活用性の高い権利が増えた、すなわち権利の質が向上したことに起因する可能性があると考えられます。今後、さらにユーザーの御意見を伺いたいと考えております。

さらに、②と書いておりますが、大量に設定登録がされると、その10年目以降の現存率は長期トレンドよりもさらに上昇しているのではないかと考えられます。

左下の現存率の推移のグラフを見ますと、過去にも、青い丸で示しておりますが、現存率が急増した時期がありました。今回と共通しているのは、右下のグラフで緑の折れ線が示しておりますが、大量の設定登録から10年を経過していることでもあります。この要因の詳細は、現時点ではまだ分析中ですが、大量に設定登録された年の権利の寿命が長くなっているのは直感に反することのようにも思います。

しかし、そもそも大量の設定登録となった要因は、1993年の審査請求料値上げ前の駆け込みや2001年の審査請求の制度変更で、2001年のときには出願してから審査請求するまでの期間を7年から3年に短縮したのでございますが、これによりまして、2004年から2008年頃に審査請求が集中したものと考えられまして、こうした制度変更に伴って、大量に審査請求を行う必要が生じたユーザーが、審査請求段階で絞り込みを行った可能性もあるの

ではと考えております。

いずれにせよ、足元の現存率上昇の要因が、①長期のトレンドと②10年前の大量登録の2つだとすると、今後、権利維持に係るユーザーの考え方が大きく変わらなければ、長期的に現存率が大きく下がることは考えにくい。同時に、2010年から14年頃の設定登録件数のピークが、2025年時点で全て設定登録後10年を経過しているため、足元の現存率の急増については、今後数年で落ち着く可能性があるため、現時点では評価をしております。

言い換えますと、特許料収入については、当面の間、足元の高い水準を維持できるのではないか。ただし、その後については、今後の現存率の長期トレンド、権利の質などや設定登録件数の動向を注視する必要があると思います。

なお、不明な点もありまして、引き続きユーザーの声を伺って、状況を確認してまいります。

次のスライド8をお願いいたします。

御参考として、費用の権利維持の考え方について、これまで得られた声や利用・未利用の割合の動向などを掲載しております。

企業の声を踏まえれば、活用性、実施状況を踏まえて、放棄の判断を行っていると考えられます。企業の権利維持の考え方や利用・未利用の割合に大きな変化はない状況であることも併せて考えますと、現存率が上がることは、既に活用している権利及び今後活用予定の未利用の権利の総計が増えているということであり、すなわち権利の質が長期にわたり向上しているとも考えられます。

詳細は、またユーザーの皆様の御意見を伺ってまいりたいと思っております。

それでは、次のスライド9をお願いいたします。

歳入歳出、剰余金の推移です。

毎回お示ししているグラフですが、決算見込の数字を一番右端に追記いたしました。剰余金が増え、特許会計の財政の立て直しの基調が見てとれると思います。

それでは、スライド10をお願いいたします。

部門別の歳入・歳出の状況です。

決算がまとまりますと、部門別の収支についても分析を行うこととしております。

令和5年度については、昨年11月の小委の場で、この資料のとおりお示したところですが、令和6年度決算についても、これから同様の分析を行い、また改めて次の秋の小委員会にて御報告させていただければと考えております。

それでは、飛びまして、スライド12をお願いいたします。

令和6年度の出願等の動向について、前回の小委員会では上半期の動向を報告いたしましたが、今回は、年度を通しての動向について御報告させていただきます。

まず、特許出願件数については、特定企業の大量出願の影響により、2024年度は前年度からプラス3.4%と増加となりました。

スライド13をお願いいたします。

特許の審査請求件数につきましては、これまでの微減という傾向から変化はなく、24年度も前年度比でマイナス1.5%と減少となりました。

スライド14をお願いいたします。

意匠の出願件数については、微減から横ばいで推移してきているというこれまでの傾向から変化はございません。

また、国際意匠登録出願件数については、前年度比プラス15.6%と増加傾向が続いています。

スライド15をお願いいたします。

商標の出願件数については、2022年度に対前年度比約1割減、2023年度はマイナス1.6%と微減でありましたが、2024年度はマイナス1.2%減ということで、引き続き微減の傾向です。減少傾向は緩和しつつある状況ですが、増加には至っておりません。

スライドの16をお願いいたします。

参考としての2021年度以降の商標出願傾向についてです。

商標の微減傾向については、前回の小委員会で、海外ユーザーと国内ユーザーの上半期の動向についてお示しましたが、年度を通した数字に更新いたしました。

前日も御説明させていただきましたが、海外ユーザー、特に中国や韓国からの出願が増えている一方で、国内ユーザーの出願は、新規ブランドの立ち上げの減少等により微減という状況でございます。

スライドの17をお願いいたします。

PCT国際特許出願件数の動向についてです。

上半期に減少していることを前回、御報告いたしました。その後、上半期に比べて減少が緩和され、24年度全体では前年度比でマイナス0.8%となりました。

前回、御報告しましたとおり、円安の影響や、昨年5月からの特許出願非公開制度の施行を踏まえ、一部のユーザーが直接PCT出願をするのではなく、先に国内出願をしてか

ら国際出願を行うようにしたことの影響が考えられます。

引き続き、PCTの活用状況、パリルートへの切替え状況などを把握すべく、2025年度上半期のPCT出願動向や今後明らかとなってくる2024年度の国内出願を基礎としたパリルートによる外国出願の動向等を注視してまいります。

それでは、スライド19ページをお願いいたします。ここから予実管理の関係でございます。

毎回お示ししておりますこれまでの経緯のスライドです。

これまで必要となる剰余金の目安として、リスクバッファとして、最低3か月分の経費に当たる400億円を持っておくことに加え、支出内容、時期は未定であるものの、将来のシステム刷新や庁舎改修のための投資資金として、2030年代半ばまでに1,400億円が必要となることを確認させていただきました。

その上で、出願動向（高位・中位・低位）の3パターン×物価上昇率（大・小）の2パターンから6通りのシナリオを設定し、今後の剰余金の見通しのシミュレーションを行い、足元の状況をシミュレーションと比較しながら、財政状況の点検、今後の見通しの議論を行ってまいりました。

スライド20をお願いいたします。

シミュレーションの各シナリオについてです。前回及び前々回と同じ資料を再掲させていただきます。

これまでシミュレーションでは、出願動向について、高位・中位・低位の3つのシナリオを設定しております。

特許は過去の微減傾向が継続するとし、商標とPCTは過去の増加傾向が続くケースと横ばいになるケースを設定しています。

スライド21から23にわたりまして剰余金の見通しですが、前回の小委員会でも提示させていただいた資料の再掲となります。

出願3パターン×物価上昇率2パターンの計6パターンのシナリオにつきまして、2030年代後半までに剰余金がどの程度積み上がるかを試算した結果を示しています。詳細な説明は割愛させていただきます。

それでは、スライドをめくっていただきまして、24をお願いいたします。

財政管理ダッシュボードについてです。それぞれのシナリオと比較して、足元の状況がどうなっているのかを点検するものです。

まず、特許については、出願件数は、左上のグラフのとおり、特定企業の大量出願の影響により、シミュレーションの黄色い線より高い水準を維持しております。

左下のグラフは、審査請求を示していますが、おおむね想定どおりで推移しています。

右上のグラフの登録件数については、審査請求件数と審査期間、着手件数と設定登録件数の関係から試算しましたシミュレーション、黄色い線でございますが、ここに近づいてきており、おおむね想定どおりと言えます。

それでは、スライド25をお願いいたします。

商標については、出願件数は前年度比マイナス1.2%となっており、低位・中位シナリオの線をわずかに下回っております。

登録件数につきましては、左下のグラフでございますが、低位・中位シナリオに近い水準となっており、おおむね適正な審査期間を維持できた結果とも言えます。

それでは、スライド26をお願いいたします。

PCT国際特許出願については、低位シナリオと中位・高位シナリオの間を推移している状況です。

また、足元では円安などの影響も考えられるところですが、今年度の上半期の動向も確認してまいります。

スライド27をお願いいたします。

剰余金管理についてですが、決算見込のスライドで御説明したとおり、令和6年度には約1,219億円まで増加する見込です。低位シナリオの緑の棒グラフと比較いたしますと、300億円以上積み上がっております。これは、特許料収入が想定より多かったことや、歳出が想定より抑制されたことなどが影響しております。

それでは、スライドの29をお願いいたします。ここからは、令和8年度概算要求の方向性について御説明いたします。

まず、投資経費に関する検討ですが、前回の本小委員会では、剰余金の使い道であるシステム刷新や庁舎改修について検討状況を報告し、財政状況を見極めつつ、令和8年度概算要求に所要額を盛り込む方向で検討を進めることとなりました。

おさらいになりますが、詳細を申し上げますと、表に記載のとおりですが、まず、システム刷新については、「特許庁デジタル戦略202X」に基づくシステム変革に取り組むこと、サポート終了が見込まれるOS/MWの脱却を着実に進めること、政策改造経費を一定程度確保することについて御説明させていただきました。

その際、委員・オブザーバーの皆様からは、予算をあらかじめ確定させることは困難であり、幅を持たせる、上限のみを決めるなどの柔軟な対応が必要であることや、要件定義から特許庁が積極的に関与する必要性などについて御意見を頂きました。

次に、庁舎改修でございますが、優先度の高い案件から着手することとし、当面は地下1階改修やCVCF（無停電電源装置）の更新対応を、財政状況を見ながら検討していく旨を御説明させていただきました。

その際、委員・オブザーバーの皆様からは、環境負荷の軽減という観点も改修の理由の一つになることや、資材高騰なども考慮した柔軟な計画の見直しの必要性について、御指摘を頂いたところです。

それでは、スライド30をお願いいたします。

次期システム刷新の検討についてです。前回の小委員会でお示しさせていただいた資料を参考として掲載しております。

前のページで申し上げましたとおり、大きく3つございまして、「特許庁デジタル戦略202X」に基づくシステム変革を柔軟に進めること、業務計画に必要不可欠なOS/MWの刷新を進めること、政策改造として、条約や政府方針への対応などの政策的なシステム改造の財源を確保することという方向性をお示しさせていただきました。

スライド31をお願いいたします。

「特許庁デジタル戦略202X」の抜粋でございます。

左の下のところから矢印に沿って進めていく予定でございます。左下から「スマートな洗練されたUI（ユーザーインターフェース）で」ということで、ePCTと呼ばれるWIPOが提供するサービスの活用、その後、「いつでもどこからでも」として、Webサービスとクラウドの活用やセキュリティモデルの見直し、また、「ワンストップでシンプルに」ということで、マイポータルや他省庁システム連携、ワンスオンリーといった対応、さらに、「より知的に創造的に」ということで、IP情報の分析・活用機能の強化、AIの活用推進など、アジャイル的に機能を追加していく方向性についてお示ししております。

スライド32をお願いいたします。

今後の庁舎改修につきましても、前回お示ししたスライドを参考にお出ししております。

①地下階改修、②CVCFの更新が足元で必要となる見込みでありまして、加えて、③として、照明設備や分電盤、外壁など、古くなってきている設備についても、必要に応じて順次改修を検討する必要がある状況です。

スライドの33をお願いいたします。

こうしたシステム刷新や庁舎改修につきまして、今後どのような流れで進めていくかの今後の投資経費の見通しのイメージをお示ししております。

図の一番下からでございますが、まず、現行のシステム刷新は2026年度に終了予定であります。

その上の庁舎改修についてですが、2026年度以降、地下階とCVCFの対応を順次始めていきたいと思っております。それ以外の計画は未定でございます。

さらに、その上の次期システム刷新についてです。

まず、緑のところ、政策改造については、これまでに条約や法令改正の対応に要した額の実績を踏まえ、毎年度当たり20億円程度、10年で合計200億円程度確保しておく必要があると考えております。

その上の赤いところは、OS/MWの刷新についてです。様々な案件が想定されます。

なお、ここには「ePCT・受付系以外」と記載しておりますが、ePCTと受付系については、その上に記載しているとおり、システムそのものを見直す中で、OS/MW刷新も併せて実施することを想定しております。

ePCT導入については、来年度より着手し、2年間要すると想定しております。しかし、仮にこの開発が様々な事情により実施できない場合は、OS/MW刷新の対応が発生し、それ以上のコストを要すると想定しております。

その上の受付系につきましては、可能であれば、2027年度頃に着手することを想定しております。

なお、この着手時期については、先ほどのePCTと同様、関係するOS/MWの刷新やサーバ更改の時期も念頭に検討しております。

これら以外にも、特許庁には様々な古いシステムがあるところ、「特許庁デジタル戦略202X」を踏まえたシステム変革を、財政状況が許す範囲で進めていきたいと考えております。

開発等に要する費用は、今後検討の進展、物価・賃金の動向などにも影響を受け、変わり得るものであります。このため、これらの計画を全て一度に決めることなく、財政状況や最新のコストの見通しを見ながら、都度、是々非々で判断していくべきものと考えております。

スライドの34をお願いいたします。

参考に、ePCTの概要について掲載しております。

日本国特許庁で、従来のとおり、独自にシステムを持ち続けるのではなく、WIPOの提供するサービスを効果的に活用し、ユーザーの皆様の利便性向上やコスト削減に取り組もうというものでございます。

スライド35ページをお願いいたします。

ePCTを活用することにより、国際出願関連書類の提出及び発送のオンライン化を実現し、今後も頻繁に改正されるであろうPCT規則に柔軟・迅速に対応できるオンライン環境を提供することで、ユーザーの利便性の向上を図ります。

また、日本国特許庁においても、郵送コストや人件費の削減、誤送リスクの回避ができますので、行政のDX推進に資するものと考えております。

スライドの36をお願いいたします。

受付系システムの刷新の方向性につきましても参考で掲載させていただきました。

今の出願ソフトの使い勝手については、様々な御意見があるところではありますが、今後はマイポータルという形で、ユーザーの皆様が案件や手続を一元的に管理したり、他省庁のシステムと連携し、無駄な入力を減らしたりするなど、ワンストップでシンプルな手続の実現を目指します。

それでは、スライド37をお願いいたします。

コスト面の不確実性についてです。

前回、資材高騰を含め、様々な不確実性に柔軟に対応することが重要といった御意見を頂いたところです。まさに様々な不確実性がありますので、コスト面の見積りは難しくなっている状況です。

左下の表は、足元で進めてきた現行のシステム刷新について、前回お示しした内容でございますが、残念ながら、全てが想定どおりとなるわけではなく、特に刷新本体と呼んでいる基幹となるシステムの刷新に当たっては、機能の絞り込みによるコスト抑制を行っても、なお想定よりもコストが上振れることもございました。

また、御案内のとおり、近年、賃上げが加速しております。

右下には、庁舎改修に関係し、建築費の動向を記載しておりますが、こちらも上昇傾向にございます。

このように、現時点の見積りと将来実施する際のコストは異なることが見通されております。

スライド38をお願いいたします。

環境に配慮した設備の更新についてです。

こちらは、前回、小林委員長や亀坂委員からもコメントを頂戴し、環境負荷についての資料として準備いたしました。

まさに御指摘いただいたとおり、環境負荷の軽減は重要な要素でございます。実際に前回の庁舎改修では、CO₂排出量や消費電力量を大幅に削減することができました。引き続き、地下階の改修に当たっても、環境負荷を考慮した設備の選定を進め、単なる安全性向上だけではなく、環境負荷軽減にも資する取組であることを対外的にも説明してまいりたいと思っております。

それでは、スライド39をお願いいたします。

令和8年度概算要求の方向性についてです。

これまでの議論をまとめたスライドですが、足元の状況は、剰余金は想定よりも増加している状況です。

他方、ダッシュボードで点検したとおり、商標やPCTについて、注視していく必要があるところ です。

また、投資経費については、先ほどお示したとおり、財政運営上、支障がない形で、令和8年度より、ePCT活用に係るシステム開発を実施することができそうではありますが、今後も様々な案件が想定され、コスト面を含め、様々な不確実性があることを踏まえ、令和9年度以降の案件については、今後の財政状況を見極めながら、柔軟に検討していく必要があると考えております。

こうした状況を踏まえ、令和8年度の概算要求の方向性は、スライドの下半分に記載のとおりでございますが、具体的には、足元で必要な庁舎改修等の経費に加え、「特許庁デジタル戦略202X」に基づくシステム変革として、ePCT活用に係るシステム開発の経費を計上します。

ただし、様々な不確実性を考慮すると、引き続き慎重な対応が必要でありますので、先ほど御説明したのは、投資的な経費、すなわち一時経費ではありますが、それ以外の経費である定常経費については、旧料金換算の歳入で賄うという財政規律は引き続き維持していくことで、健全な財政運営と投資を両立させてまいります。

また、歳入がなければ様々な施策は実施できないところ、引き続き、出願や権利活用などを促進する施策に取り組む必要があると考えておりまして、審査体制の確保、中小・ス

タートアップ支援といった事業も重要であり、取り組んでいくべきと考えております。

繰り返しになりますが、令和9年度以降の方針は、改めて財政状況を確認の上、検討が必要です。それまでに必要に応じた財政シミュレーションの更新も行ってまいります。

次のスライドをお願いいたします。

令和7年度の予算のポイントを参考として掲載しております。前回は概算要求段階のものをお示しいたしましたが、予算が成立いたしましたので、確定版として御参照いただければと思います。

審査体制の確保、スタートアップ支援、さらには地域の中小企業支援などに注力する内容となっております。

スライド41をお願いいたします。

御参考でございますが、産業財産権制度140周年記念総理大臣感謝状贈呈式についてです。

毎年4月18日が「発明の日」となっておりまして、経産大臣賞をはじめとする知財功労賞授賞式を開催しております。今年度は140周年の節目を迎えることから、特別に総理感謝状を創設いたしました。極めて優れた知財経営を行う企業に加え、知財を活用して稼ぐ力を磨く地域企業などに対し、感謝状を贈呈しました。

当日は石破総理に御出席いただき、知財の重要性について、総理からも言及していただく機会がありましたので、内容を抜粋して御紹介させていただきます。

こうした世の中の期待を念頭に置きながら、気を引き締めて予算編成を進めてまいります。

スライド43をお願いいたします。

最後に、毎年作成しております特許特別会計レポートについて、無事、公表に至ったことを御報告させていただきます。

昨年末から今年の初めにかけて、委員・オブザーバーの皆様から御意見を頂き、今年のレポートが完成し、2月に公表することができました。

情報開示が特に重要な取組でありますので、今後、2025年度も継続して作成していく予定です。引き続き御指導いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございました。

3. 自由討議

○小林委員長 それでは、自由討議に移りたいと思います。

本日は論点が多岐にわたりますので、資料のうち、先に27ページまで、すなわち決算の見込や財政シミュレーション、ダッシュボードの関係でのコメントを頂いて、2周目として、28ページ以降、投資経費や概算要求、特許特別会計レポートなどについてのコメントを頂ければと思います。

会場にいらっしゃいます委員は、御発言の際は、お手元のネームプレートを立てていただくようお願いいたします。

オンラインで御出席の委員につきましては、チャットに発言希望の旨を御記入いただいて、書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクとカメラをオンにさせていただくようお願いいたします。

オブザーバーの皆様も、御発言の際は、同様にさせていただけたらと思います。

説明は以上なのですが、日本商工会議所の加藤オブザーバーが退出予定ということですので、初めにコメントを頂きたいと思います。今、2回に分けてと申し上げましたが、加藤オブザーバーは退出されてしまいますので、全体について、コメントを頂ければと思いますので、よろしくようお願いいたします。

○加藤オブザーバー 日本商工会議所の加藤です。御指名ありがとうございます。途中退出の関係で、大変恐縮ですが、お先に発言させていただきます。

まず、詳細な御説明ありがとうございます。

先行きの財政シミュレーションにあたっては、コスト面の不確実性の考慮が非常に重要だと思います。そもそもの基準値となる剰余金のリスクバッファの前提について、足元のインフレ率を適切に加味していただければと思います。

また、近年、商標の出願件数が減少しているという説明がありましたが、特許庁において様々な対策を講じられているところかと存じます。

現在、有効利用されている商標権の件数は、特許庁にお聞きすると、138万件ということですが、一方、総務省が実施しているふるさと納税の年間の返礼品の数は、総務省によると、110万件ということですが、この数は、有効利用されている商標権の件数の8割近い数です。この110万件のうち、商標権を申請していないものもあるかもしれませんので、ふるさと納税の返礼品を提供している事業者に商標権の申請を働きかけることは有用だと思います。

います。

そこで日本商工会議所は、今年4月に公表した「知的財産政策に関する意見」の中で、ふるさと納税の返礼品において商標権等の侵害がないことを、地方自治体が事業者に対して注意喚起することが必要であると記載するとともに、別途、総務省に対し直接、地方自治体向けの通知文に盛り込んでいただくよう働きかけているところです。その通知文が実現すれば、ふるさと納税の返礼品を提供している事業者において、商標権を認識するきっかけとなり、商標権の申請が増えることを期待しています。

なお、本件の要望のきっかけは、各都道府県に設置されたINPIT知財総合支援窓口との意見交換で話を聞いたことです。私は、昨年5月以来、INPITのお力を借りて、14か所の知財窓口を訪問し、近々また3か所を訪問する予定です。

また、先ほど申し上げた当所の「知的財産政策に関する意見」において、2025年を「中小企業における知的財産の活用・保護の推進元年」と位置づけ、関係府省庁連携の下、中小企業における①知財経営リテラシーの向上を軸に、②知財の活用促進、③知財の保護強化を車の両輪とする「知的財産の活用・保護推進アクションプラン（仮称）」を早期策定・実行すべきと提言しています。商標権や特許権等の知的財産権を経営に活用する知財経営リテラシーが高まれば、商標権を含む知的財産権の申請件数も増加が期待できるため、周知啓発を強化することが非常に重要です。

そこで、特許庁が中核となり、昨年12月に中小企業庁が加わった「知財経営支援ネットワーク」の名前で、知財に関する周知チラシ、例えばA4判両面とかを作成し、関係府省庁の協力を得て傘下の業界団体を通じて事業者に対し紙・デジタルで配布すれば、多くの企業で知財の知識が高まることが期待されるのではないかと、思っています。

なお、石破総理が議長を務める「新しい資本主義実現会議」の3月28日の会議で、当所的小林会頭から、先ほど申し上げた「知的財産の活用・保護推進アクションプラン」を早期に策定し、実行すべきであると提言しました。その上で、5月14日の同会議の資料では、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上に取り組むとか、知財経営支援ネットワークを通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していくと明記されたところです。

こうした政府の動きを踏まえ、特許庁においては、関係府省庁と連携の上、商標権を含む知的財産権の活用・保護に関する取組をさらに推進していただくことを御期待申し上げます。

発言は以上です。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

先ほど御説明いただいた「令和7年度 特許特別会計予算のポイント」のイノベーション創出のところで、地域の中小企業へのワンストップ支援や知財エコシステムの裾野拡大というので、令和6年度よりも多い予算を設定しているということと、INPITの交付金も増加しているということで、そこに書かれているようなものとか、今ありましたふるさと納税の返礼品の提供事業者に対する知的財産のリテラシーの向上とか、商標権に関わって、いろいろなことができるのではないかと思います。1つは、令和7年度で、先ほどの政策改造みたいなどころでの予算の増強がどのような効果を生むのかといった視点も重要ではないかと思ったところです。ありがとうございました。

加藤オブザーバー、何か加えておっしゃられることはございますか。

○加藤オブザーバー まさに活動の裏づけとなる予算も重要ですし、知的財産は、経営者にとっては経営課題の一つですので、特許庁が中核となって、中小企業庁、関係省庁とも連携しながら進めていくことが必要だと思います。我々商工会議所もしっかり取り組んでいきます。以上です。

○田岡総務課長 事務局からよろしいですか。

○小林委員長 事務局、お願いいたします。

○田岡総務課長 加藤オブザーバー、誠にありがとうございます。特に中小企業の知財リテラシーの向上や知財の保護の強化というところでは、5者連携ということで、私どもも日本商工会議所さんと一緒にやらせていただいております。

実際の取組の状況でございますが、中小企業や小規模事業者に加えまして、自治体や商工会議所、金融機関等向けのセミナーや研修の実施ということで、1年間で70回程度、セミナー・研修講師の派遣なども行っているところでございます。

その際には、日商さんに協力いただきまして作成した商工会議所経営指導員向けの動画やチラシ、ビジネスに潜む知的財産活用チェックリストなども積極的に配布して、私ども、全国9か所の経済産業局に知財室がございまして、ここを通じた地方自治体向けの働きかけなども継続して実施しているところでございます。

また、知財侵害抑止に向けた実態把握の強化などは、今、中小企業庁の知財Gメンと協力して、これから20か所で実施予定の初心者説明会で、知財取引ガイドラインについて講

義する予定でございますし、中小企業庁知財Gメンが知財取引のチェックリストを備えたチラシを今、作成準備しております、これからこういったものを使って、知財の保護という面でも、中小企業庁とも連携して、取組を進めてまいりたいと思っております。

日頃から加藤オブザーバーとも意見交換させていただいていますが、連携を密にして、予算措置もさることながら、中身をしっかりと実のあるものにして、中小企業の皆様の知財リテラシーの向上や知財の保護というところでもしっかりと役割を果たしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、27ページまでの論点、決算見込、財政シミュレーション、ダッシュボードの関係でコメントを頂きたいと思ひます。御発言の際、先ほど申し上げたような形でお願ひいたします。いかがでしょうか。

土居委員、どうぞ。

○土居委員 御説明、どうもありがとうございました。

27ページまでということなので、後半の部分は後ほど意見するというにさせていただきますたいと思ひますが、まず、令和6年度の決算見込ということで、剰余金が1,000億円を超えるところまで増えていくということで、それはこれまでの取組が一定実ったということではないかと思ひてお願ひして、関係各位には敬意を表したいと思ひます。もちろん、特許出願や民間の動きに支えられての特許特別会計の収支ということでもありますから、支出側の経費の抑制だけではなくて、収入が無事に入ってきたことも大きいと思ひます。

ただ、御説明にもありましたように、物価動向等が今まで以上に不確実であるということで、今後、いろいろ気を配りながら進めていただきたいと思ひます。

より本格的には後半で述べさせていただきますが、頭出しだけさせていただきますと、私は、歳入も歳出も物価にしっかりと連動させていくことが大事だと思ひています。ですから、歳出面で、資材高騰や賃金上昇などで支出がかさむことばかりで、特許特会全体で収支が悪化して苛まれることのないように、収入確保について、より詳しくは後ほど申し上げますが、今後も引き続き取り組む必要があるのではないかと思ひています。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。本当に必要なことだと思ひます。歳入の見込ですよ。特許権は順調に伸びたけれどもといったところがありました。そのトレンドをベースにして、歳出予算との関係で、歳入の見積り、歳入予算はどの程度見込めるとい

すか、そこはいかがでしょうか。

○田岡総務課長 ありがとうございます。私どもは、毎年度の予算を立てるときに、できるだけいろいろなことを想定しながら見積りを立てますが、次年度の予算を立てるタイミングが前年の夏前になっておりまして、できるだけ、そのときの最新の動向を織り込みたいと思っているのですが、その夏の時点で、足元の出願のトレンドなどでの数字は、その前年度の実績見込の下に見積もるということで、予算の制度上の時点のところもございますので、結果として、結構上振れするとか下振れするというのが出てきてしまうと思いますが、今後、物価の見通しというところもしっかり考えていかなければいけないと思っております。

今回のシミュレーションでも、内閣府の経済見通しなどでの成長ケースと、もう少し保守的なベースというパターンで、物価上昇率などをシミュレーションしておりますが、足元、大きな動きもありますので、今後のシミュレーションにおいては、再度見直しをして、より現実に近いものにしていければなと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。例えば、これは決算ですが、10ページにそれぞれのところでの歳入と歳出の結果があるではないですか。いろいろな環境の要因があるので、非常に難しいところだと思うのですが、これも、いろいろな出願の状況、過去のデータや現状のいろいろな環境要因などを入れた上で、特許庁としても戦略的に見積もっていく、あるいは、削減するにしても、いろいろな要因を考えていくことが必要になってくると思うのですね。

これはまたお仕事を増やしてしまうようなことを申し上げていますが、いろいろな分析は、本当にマーケットとのコミュニケーションも非常に重要ですし、先ほど加藤オブザーバーから頂きました開拓みたいな戦略的なことも関係して、どのように特許特別会計を構成していくのかといったところが重要なと思うのです。

海外で考えますと、歳入予算はものすごく重要なのですね。しかし、日本は、歳入予算は全体的にあまり重視していない。でも、事業を戦略的に、政策的な改造も考えてやっていくというときには、そういうことを考える視点がすごく重要だと思いますので、今後、よろしくお願ひしたいと思っております。他にいかがですか。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 御説明ありがとうございます。

1,000億を超えたということで、すばらしいのかなと思っておりますが、6ページの決

算見込のところを見ていて、左と右は予算対実績で、収入は予算より増えていますね、支出は予算より減っていますねということでもいいのですけれども、縦で見ると、例えば、歳入のR5年度は1,615億で、R6年度は、INPITの収入を抜くと1,630億ということで、15億円しか増えていないわけですね。必ずしも収入の増減に応じて支出が増減すればいいという話ではないのですが、一方で、歳出のほうは、1,385億に対して1,442億ということで、収入の増加率に比べると、支出の増加率ははるかに大きく見えるという状況なのです。ただ、予算に比べると、執行率94%程度ということなので、決算としてはいい数字なのかなと思う一方で、実績比とすると、収入の伸びに対して支出の伸びが大きいと、今後、破綻する可能性があるということなので、具体的にどういう施策があるか分かりませんが、料金設定の話なども近々見えてくるのかもしれないと思って、この決算見込を見ておりました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局、何かございますか。

○田岡総務課長 歳出の令和6年度の執行率見込が93.6%、令和5年度は92.7%ということで、まず、執行率が上がってきているというトレンドについては私どもも注視しております。この執行率が上がっているのは、物価上昇などの様々な要因があるのではないかとということで、注視してまいりたいと思っております。執行率95%の範囲内では適切だと思っておりますが、なおしっかりと見ていきたいと思っております。

それから、令和5年度から6年度に、確かに支出が60億円弱上がってきておりますが、歳入との関係では、収支黒字200億円程度、2年間継続しておりますので、財政再建基調にあると思っておりますけれども、今後、歳入が何かの要因で減少した場合に、収支が厳しくなるという状況もあると思いますので、気を引き締めて、しっかり管理してまいりたいと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。

私からは、歳出に対する物価上昇の影響の考え方についてお伺いしたいと思います。

今、伸び率の話が出たのですが、歳入と歳出の収支差額のところで見ていきますと、INPITや反動の影響を考慮しても、金額が十分に確保できている。さらに、R6年度の決算の見込の1,442億という部分につきましても、11月時点の見込から、さらに歳出が抑制された格好になっております。そうすると、物価上昇の影響はどこに出ているのだろうと。つ

まり、今後の見通しを考える上で、人件費の部分は人事院の方針に影響されるだろう、システムについてもそのときの物価の影響があるだろうということは分かるのですが、それ以外の一般的な経費については、実は物価上昇を受けにくい体質なのかなとも思った次第です。その見方で、実は歳出の一部が翌年に繰り越されるといった要因があれば、併せて教えていただければと思います。

○小林委員長 事務局、お願いいたします。

○田岡総務課長 まず、前提として、令和5、6年度の歳出が全体として抑制されているのは、本小委員会での御指導も頂きまして、旧料金換算歳入で定常経費を賄うという規律によって歳出増を抑制してきたということでございます。

また、個別の事業の調達においても、一般競争入札、競争性を働かせた入札をできるだけやっているという努力もあると思っておりますが、詳細はまた分析してみたいと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 戸田様、お願いいたします。

○戸田オブザーバー オブザーバーの日本知的財産協会の戸田です。僭越ながら、発言させていただきます。

剰余金も1,000億円を超えて、順調に積み上がってきておりまして、特許庁の財政運営に敬意を表したいと思います。

実務的な視点で、2つほどコメントを申し上げます。

1つ目は、設定登録後10年から13年が経過した特許の現存率が上昇している点についてです。前回、指摘をさせていただきましたが、ユーザーの意見も踏まえて、要因分析や今後の見通しを説明していただきまして、どうもありがとうございました。

大量の設定登録が行われたことによって、10年目以降の現存率が高まるという分析は、一定の説得力があるのかなと感じております。

一方で、もう少し掘り下げて、どの技術分野にその傾向が顕著に表れるのか、それがイノベーションの停滞に繋がってはいないかといった観点でも分析を詰めていただけると、ユーザーにとっては大変ありがたいかなと思っております。

2点目は、先ほど話題になっておりますPCT出願に関してです。

今後の投資案件としても、ePCTへの投資が計画に上がっているということですので、この伸びが鈍化しているというか、やや停滞しているのは懸念事項ではないかと感じております。

PCT出願は、当初から、グローバルな権利取得を視野に入れた意欲的な出願行動だと思っております。通常の特許出願などに比べても費用が高額になることから、これを促進していくことは、イノベーションの国際展開促進のみならず、特許庁の財政基盤の強化という観点からも重要な課題ではないかと思っております。

PCT出願は、従来、大企業中心に活用されてきたと理解しておりますが、近年では、国際展開をして、当初からグローバルを志向する中小企業やスタートアップ、さらに大学といったスモールエンティティにとっても、早期に国際調査報告を得られるということがアドバンテージになっておりまして、魅力的な制度だと感じております。

一方では、費用負担の大きさから、出願をためらうケースも少なくないと思われます。スモールエンティティには、出願手数料の減免措置や外国出願の補助金といった制度があるのですが、実際には、国内段階と我々称しておりますけれども、PCT出願時における弁理士の費用が一番大きな負担になっている可能性があるのではないかと感じております。

これは一つのアイデアなのですが、PCT出願後に国際調査報告を受けて、権利化の可能性が見込まれるような案件に対しては、PCT出願時にかかった弁理士費用の一部、例えば、半額程度を補助する仕組みがあれば、スモールエンティティによる出願がさらに促進されるのではないかと考えています。これは、現行のINPIT外国出願補助金の運用拡大ということでも対応できるのかもしれませんが、弁理士にとっても、win-winの制度になる可能性があると思っておりますので、是非検討を進めていただければと思っております。

加えて、特許以外のハーグ協定に基づく国際意匠出願や、マドリッドプロトコルに基づく国際商標出願についても、同様に、弁理士費用の一部を補助するような制度があってもいいのではないかと考えております。

政府や経済産業省におかれましては、イノベーションの国際展開や地方創生の政策の一環として、こうした具体的な制度設計についても御検討いただければ大変ありがたいと感じております。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

2点、質問があったと思いますが、お願いいたします。

○田岡総務課長 ありがとうございます。まず、後半の国際出願のところ、国際展開支援

のところは、まさに今、戸田オブザーバーから御提示がありましたとおり、イノベーション促進の観点から、中小企業やスタートアップの皆様の知財経営支援の観点からも、しっかりと支援してまいりたいと思っておりますので、来年度の概算要求に向けて、国際展開支援のところも、今の水準からプラスで、どこまで強化できるか、拡充できるかというところは検討してまいりたいと思っております。

後半の現存率上昇のところは、手持ちで見える限りでは、化学の業種において、近年、現存率の上昇が顕著となっているというデータを把握しております。また、長期的には、建築の業種などにおいても現存率が上昇していると把握しています。

イノベーションの促進の観点から、分野別の分析をもう少しやればと思っております。

○小林委員長 重要な御指摘だと思います。今、建築と化学ということで、非常に重要な分析視点だと思いますし、後半のほう、概算要求に向けても、弁理士費用が非常に負担になっているという情報は非常に重要だと思っておりますので、ありがとうございました。

それでは、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 明治大学の山内です。

2点ほどコメントをさせていただきたいのですが、1つは、先ほどから話題に上っている財政に影響する現存率で、今まで特許出願は結構減少してきて、最近では下げ止まったところだと思うのですが、この出願の減少は、ある意味、選択と集中、厳選による影響と理解していたのですが、出願件数が下げ止まると、今後、この厳選がある程度いいバランスに落ち着く。そうすると現存率の上昇がかなり穏やかになっていくのかなという漠然とした疑問を持っているのです。

今回、7ページですごく詳細な分析をしていただいて、分かりやすかったのですが、7ページの図で、96年とか、登録の件数がすごくジャンプしている年がありまして、96年に登録された発明群は、出願年はばらばらだと思うのですが、最終的な審査請求ラグなどを、他の年に登録された発明群と比較してみると、このジャンプしている年の発明群は、権利化需要が割と高い発明群なのか、そうではないのかというのが推測できると思います。より権利化需要が高い発明群だと、現存率が高いのは当然なので、こういう現存率の推移も厳選の効果だったことが証明できるのではないかと思います。

もちろん、審査請求自体に駆け込みとかがあると、効果が分からなくなるのですが、無効審判の発生率などを使えば、もうちょっと分かりやすいかないかと思いました。

というのも、その審判の発生率が、他の年に登録された群と比べて高くなければ、登録

が沢山なされた年に審査の負担がすごく増えて、権利範囲が広がってしまったから、この年のときは現存率が上がっているということではないことが示せますので、こういう群間の比較をやると、このメカニズムがよりよく理解できるかなと思いました。

もう一つは、9ページの剰余金についてなのですが、すごく順調に積み上がってきているという状態に見えるのですが、先ほどから先生方がいろいろ仰っているとおり、コスト面の不確実性や物価の上昇などの要因を考慮すると、それほど余裕があるわけでもない可能性があるということです。グラフについても、名目だけではなくて、実質のグラフがあってもよいのかなと思いました。コストは固定的な人件費などが多いので、実質額に直すと、利益もそれほど大幅に伸びているわけではないのではないかと思いますし、何よりも剰余金は実質額で確保していく必要があると思いますので、どれほど意味があるか分からないのですが、そういうグラフが一つあると参考になるかなと思いました。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。確認です。今、山内委員がおっしゃった実質額というのは……。

○山内委員 どこかの時点、例えば2004年の時点の物価水準で割り引くというか……。

○小林委員長 分かりました。インフレ状況などで割り引いていくということですね。

○山内委員 そういうことです。

○小林委員長 了解しました。ありがとうございます。それでは、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 ありがとうございます。私も重ねて、現存率についてコメント申し上げさせていただければと思います。

歳入の構造につきまして、現存率の上昇や、特定企業による大量出願によって歳入が伸びているということですが、一時的要因か、恒常的トレンドかというところを今後も見極める必要があるかと思いました。

現存率の上昇が権利の活用性向上を意味するのならばポジティブですが、更新コストが相対的に低くなったことによる惰性的な維持の可能性もあるかと思います。

イノベーションの促進という観点からは、例えば、国際比較で見ますと、ヨーロッパでは後半年限の高額化によって、実施特許のみが維持されやすいような印象を持っておりまして、日本の特許年金制度は、ユーザー負担が相対的に低くて、年金による自然淘汰の働きが相対的に弱いような印象を持ちました。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

○田岡総務課長 御指摘ありがとうございます。歳入構造で、一時的な要因か、恒常的な要因であるかということは、今後の歳入の見積りを試算する上でも重要な視点でございますので、私どももそこはしっかり見極めていきたいと思っております。

それから、日本の特許の保有年数に伴う年金もある種、右肩上がりになっていまして、年限が長ければ長いほど、1年ごとの年金が上がっていくという意味では、他の国とも類似している構成でございますが、国際比較という御指摘も頂きましたので、私ども、その視点でも調べてみたいと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。土居委員、どうぞ。

○土居委員 先ほど1個、質問し忘れたので、申し上げたいのですが、審査請求料の件数制限が令和6年度から導入されたと思うのですね。その歳入における影響を今の段階でお分かりになられていれば、教えていただきたいのです。

○中野調整課長 審査請求件数は、分野によって上下しておりますけれども、制度変更の影響を受けるような分野では請求件数の減少が少しございます。

○田岡総務課長 令和5年度の改正の減免上限の影響ですが、中身としては、180件を一つの目安にしておりまして、それ以上は満額の料金で納付することになっております。その影響は、2～3億円程度の収入増にはなっているかと推定しています。

○小林委員長 ありがとうございます。

時間が押しておりますので、2周目に行きたいと思えます。投資経費から先の部分に関して御発言があれば、お願いいたします。

土居委員、どうぞ。

○土居委員 後半が、今日、一番話したいことになるのですが、今後のシステム刷新や庁舎改修について、より綿密に、具体的にお示しいただいた点については、私としても、この議論をより充実させる意味で、大変重要な情報提供で、よかったと思います。

幾つか質問があるのですが、まず、31ページの「特許庁デジタル戦略202X」でいろいろ取り組まれる予定であるということで、これらが実現するといいなと思うものだと思います。

その中で、もちろん、ユーザーの利便性が高まることはとても大事ではあるのですが、さらにもう一つ、私が重要だと思うのは、特許庁内の職員の業務負担軽減ないしは審査期間の短縮に資するようなシステム刷新で、これは直接的には特許庁内の話であるかもしれ

ないけれども、間接的にはユーザーにも極めて重要なポイントになって、ユーザーにも利益になることだろうと思います。そうした刷新は具体的にどのようなものがあるかを教えていただきたいと思います。

また、33ページのタイムラインで、特許庁の庁内における業務負担軽減や審査期間の短縮など、今のところ、どのような感じで考えておられるかというの併せてお聞かせいただければと思います。

もう一つは、先ほどは決算の話だったので、あまり直接的な物言いをしなかったのですが、投資経費が物価上昇などでかさんでくる可能性があることを考えると、場合によっては、出願料や特許料、登録料などを物価連動で、毎年上げるのは相当大変なので、毎年上げる必要はないと思いますが、5年に1回とか、ある程度定期的に、物価動向を見極めながら設定していく必要も出てくるかもしれない。もちろんこれは、剰余金が過剰にたまって仕方がないので、投資をしながら、剰余金の状況を見極めながらの料金設定になると思うのです。だから、料金引上げが最初にあるということではないということをお願いしたいわけですが、経費がかさんでいく場合、収入をきちんと確保すれば、システム改修などもできて、ユーザーの利便性を高めつつ、物価連動で料金も改定していくことで、剰余金を維持することは今後もできるのではないかと思ったということをお願いさせていただきます。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。お願いいたします。

○石原企画調査官 御質問頂きまして、ありがとうございます。システムを担当しておりますので、私からお答えさせていただきたいと思います。

まず、我々が策定しまして、11月に公表しております「特許庁デジタル戦略202X」の最初のところに、「全てのステークホルダーに高度でスマートなデジタル環境を」ということをうたっております、そのステークホルダーの中には職員も含んでいるということで考えさせていただいております。

最初の目的としては、よりよいユーザー体験、行政サービスの提供、2つ目としましては、業務の効率性・利便性の向上、併せて、職員の多様な働き方への後押しということを目的として掲げております。

そうした中で、具体的に職員の作業負担をどう減らせるかというところですが、本日の資料でいいますと、35ページを御確認いただきたいと思います。

ePCTというものを使うとどうなるのかというイメージ図でございますが、ePCTは、WIPO

という国際機関がつくっておりますシステムですが、電子化をされております。現行の特許庁のPCTのシステムですと紙発送が行われておりまして、そうなりますと職員の発送の手間、ユーザー側もその紙書類が来るということ、また、それを電子化したりすることが発生しておりますが、ePCTを使いますと、ここにありますように、オンライン発送の実現といったことも出てきますので、それに伴う人件費の削減と我々職員の労力の低減もかなうということになっております。もちろん、ユーザーの利便性が向上するというのが第一ではありますが、そういった併せた効果もあるというものでございます。

そして、タイムラインは、線表では記載がありませんが、我々のシステム化の在り方につきましては、最後に成果が出るだけではなくて、短期的にできる場所があれば、柔軟にリリースしていきたいという考えでやっております。ePCTにつきましては、4月から、日本にしたPCT出願について優先権証明書の電子取得ができるようになりまして、順次、できるものから実現していくというスケジュールになっております。

また、36ページの受付系システムに関するところを御覧いただきたいと思っております。ワンズオンリーということで、特に右側の図になるわけですがけれども、こちらは、例えば法人の住所変更があった場合に、他の省庁で住所を変更されたら、特許庁のほうでその情報を引っ張ってきて、特許庁での住所変更の手間なく済むということになります。これを行いますと、当然ユーザーの入力の手間も減りますし、誤入力が減ることになりますので、これも併せて職員負担を軽減できるというものになっております。

こちらは時間がまだ先のものになりまして、線表の中で受付系がございましたが、そちらの仕上がり、最後のほうの年限で実現していきたいと考えているものでございます。

私から以上です。

○田岡総務課長 料金のところについてでございますが、先生、御指摘のとおり、今、おかげさまで、剰余金が何とか回復基調にありまして、2030年代半ばまでに400億円プラス1,400億円という剰余金まではまだ道半ばではございますけれども、足元では少し改善してきているという状況でございます。財政再建にまだ予断を許さず、物価の上昇なども含めると、まだ油断ができないわけでございますが、そのために、将来的に適正な料金水準の見直しということも御指摘のとおりだと思います。令和4年度に料金引上げを何とか実現したわけでございますが、中長期的な収支バランスをしっかりと考慮しながら、適切な料金水準については、今後も継続的に検討していきたいと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。この委員会は、剰余金が枯渇してしまったという

ところから始まって、料金の値上げという話ですが、根本的には、いろいろな要因と申しますか、歳入歳出のバランスを考えて、ユーザー目線、あるいは庁内のDX化も含めて、いかに効率的で効果的なサービスを提供していくかということに尽きると思いますので、そういう視点で考えていく必要があると思われました。

亀坂委員、お願いいたします。

○亀坂委員 ありがとうございます。本日、オンラインで失礼します。

今回もとても詳しい資料の作成及び御説明ありがとうございました。

前半の議論は、これまでいろいろコメントさせていただいて、本当に反映できるだけ反映していただいたので、もはやコメントできないような状況でした。

後半の28ページ以降についても、いろいろな資料を作成してくださって、また、過去の事例なども盛り込んでくださって、前回と重複するようなコメントしか、コメントできることはないのですが、せっかくの機会ですので、コメントさせていただきます。

29ページで第9回財政点検小委員会の議論の振り返りもさせていただいているのですが、その方向性に賛成でして、その後の資料にもありますけれども、庁舎改修に関しては、ここだと①の地下1階の改修や②の無停電電源装置の更新について、特にコメントさせていただきたいと思えます。

スライドの32ページには、耐用年数を20年以上経過した空調設備を改修したいなど書いてあるのですが、前回も申し上げましたけれども、金融や設備投資の分野では、ESG投資が依然として重要なテーマとして重視されておりまして、ESG投資の、特にエンバイロメントへの配慮は、経産省の特許庁ですので、引き続き御配慮いただいて、庁舎内の短期的な、すぐにできるところの改修などを進めていただければと思います。

地球温暖化はかなり深刻化して、スイスの村が、氷河で90%消滅する危機にあるといった情報がつい数日前に入ってきました。二酸化炭素排出量の削減には、特許庁としても積極的に取り組んでいただければと思います。

スライドの38ページの過去の事例紹介も大変興味深く拝見させていただいておりまして、環境負荷の軽減に配慮した設備の更新ということで、スライドの下の方で小さく説明していただいているところも気になっておりまして、消費電力量に関しては、サーバ機器やPC、プリンタなどの電力量が大半を占めるという部分も気になっております。令和8年度の概算要求の方向性や、39枚目のスライドの今後の対応などにも特に反対するところはないのですが、システム刷新に関しても、省エネ化やCO₂排出量への配慮を引き続き、続け

ていただければと思います。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局からありますか。

○田岡総務課長 お願いします。

○桑原会計課長 御意見ありがとうございます。庁舎改修の、特にESG投資といいますか、環境配慮型の機器の導入に関連して御意見を頂きました。

まず、足元の地下階の改修ですが、これまで優先度の高い地上階を中心にやってきたところ、次の優先度ということで地下階に手をつけるということで、私も実際に地下に行って確認しましたがけれども、昭和時代の機器がまだ動いているのは、私自身も驚きの部分がありました。当然のことながら、最新の機器であれば、効率のいいものもあるでしょうし、環境配慮型の機器を配置することは、正面から考えてみたいと思います。

もう一つ、38ページのところにありましたその他電力量のところ、グラフのグレーの部分に当たるところですが、この資料では、オレンジのところやブルーのところをメインに説明していますけれども、グレーの部分に関して、電算系と非電算系という形に分けて、電算系の部分はサーバ機器やサーバの空調などの部分、非電算系と言われるところは、オフィスエリアにおけるコンセントから取る電源ということで、オフィス系の機器に関しては、最新のもの、省エネ性能の高いものを入れることによって、これだけ省エネが進みました、電力量の低減が進んだということです。それから、サーバ機器関連の部分についても、結果として電力量が減り、CO₂排出量の削減につながったという説明の図になります。

いずれにしても、今後、短期的、長期的に見ても、環境配慮型というのは非常に重要な側面だと思っておりますので、それを正面から捉えて、機器更新、庁舎改修に取り組んでいきたいと思います。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。環境負荷は非常に重要なテーマですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、小澤様、お願ひいたします。

○小澤オブザーバー 日本弁理士会の小澤です。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

システム更新のところですが、弁理士会としましては、特許事務所のDX化を進めてまいりたいということで、データフォーマットを標準化できないかということで、例えば、財務情報におけるXBRLみたいなものということで、そういうこともチームの方々に御協力いただけるようなお話もありましたので、引き続き、よろしくお願ひしたいなと思っております。

ます。

RPA2.0や生成AIなどの分野は、進歩・進展がすごく急激であると思われて、新しいツールを入れることは経費の増大になるのか、削減になるのかといったところは不明確でありながら、変動は急激に来るだろうなと思っておりまして、そういうところを見据えて、本庁の人的な部分や金銭的なところで、リソースをうまく活用していただいて、難しいことであるとは思いますが、是非とも機動的に戦略を進めていただけたらなと考えております。

先ほど戸田様からありましたが、PCT出願における日本弁理士の費用の負担が大きいのではないかというお話で、確かにそれもあると思うのですが、日本の弁理士の費用は、諸外国に比べて、必ずしも高いわけではなく、むしろ諸外国のほうが高い場合もあります。

というところで、我々弁理士に対する費用の補助をお考えいただけるのはありがたいのですが、全体としてのPCT出願という、特許を国際的に活用していこうとする企業に対して、全体的な費用の補助もお考えいただけたらありがたいなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。何かございますか。

○石原企画調査官 ありがとうございます。システムについて、弁理士会の皆様に、事務所の業務のDX化を検討いただいているということで、我々も何回か意見交換させていただいて、非常に勉強になっているところであります。

事務所の皆様が一般に売られている知財管理ソフトウェアを使われて、それが複数あって、その間のデータフォーマットが異なるという課題があるということで、従来、特許庁からはなかなか見えなかった部分の課題を示していただいたのかなと思っております。直ちに我々のシステムがどうなるということではないのかもしれませんが、そういった全体のシステム周りの話もちゃんと把握しながら検討することが重要だと思っておりますので、引き続き情報交換させていただければと思っています。

また、生成AI等、新しいツールに関しましても御指摘のとおり状況かと思っております。我々は今、システムをつくっていくところの検討をしているところですが、生成AIがプログラム、コーディングを助けてくれるといったところは技術進歩が顕著に見られますので、そういった部分は、世間の情報を収集しながら、コスト削減できるような形で使っていきたいと考えております。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 ありがとうございます。次期システム刷新に関しましては、改めて申し上げるまでもないかと思いますが、ある種、長期的公共投資でありますので、従来以上に透明性やリスク統制等が求められているように思います。

御説明の中で、柔軟な計画の見直しやベンダー任せ回避といった方針をお示しになりましたが、すばらしいと思います。

加えて、庁内における実行部隊と財政管理部隊といますか、部門といますか、それから、外部専門家等含めた機動的なガバナンス体制の設計といったことを期待してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

○田岡総務課長 ありがとうございます。特許庁は、全体として、情報推進と業務改革を一体的に進めていくということで、毎月、業務改革・情報化推進本部会合ということで、長官以下、経営陣と情報システムの担当者が膝を突き合わせて議論しておりまして、しっかりと一体で進めていきたいと思っております。

また、システムのほうも、補足が後ほどあるかもしれませんが、第三者の有識者委員の御指導も頂きながら、システムの手のうち化というのでしょうか、特許庁ができるだけ自主的に、主導権を持って開発していくようにということで、内部の実力が向上するような取組も進めていますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

もし補足があればお願いします。

○上尾情報システム室長 では、システム開発を担当する情報システム室の立場から少しだけ補足させていただきます。

特許庁が情報システム開発を進めるに当たりましては、今までもシステム刷新を進めてきている部分がございますが、その際に、我々だけだとどうしても及ばない部分もありますので、企業のCIOの方などシステム開発の専門的な御知見、御経験をお持ちのメンバーによる第三者委員会で、御意見を定期的に頂きながら、システム開発の取組がちゃんと進んでいるのかという監査を頂きながら進めているところでございます。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 今の発言に続くことなのですが、投資に関する透明性のところにつきまして、余裕があるときほど、この説明は難しくなるのかなと感じましたので、丁寧をお願いしたいと思います。

といたしますのは、今回、33ページのイメージ図を入れていただいて、私も全体像をつかむことができたのですが、この図でいきますと、2028年度はパーツと全てが動いて、年間で、大きい負担になる。30年代半ば、35ぐらいまで引っ張らずに、もうちょっと短期で、前倒しでシステム刷新等の投資を進めていくといった場合には、しっかりした説明が必要かと思しますので、是非その透明性のところを今後意識していただければと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 すみません。終盤に申し訳ないです。

私からは、39ページの今後の概算要求の方向性のところで、1つだけコメントさせていただくと、財政点検という意味で、コスト削減は大事だと思うのですが、今後、長期的に歳入を安定させていくには、特許出願をもう一回増やしていくのも大事なかなと思いますので、そうしたことを考えたときには、特許はちゃんとお金になるのだということを支援していくのが非常に大事で、まさにこれが攻めの投資だと思うのです。ここでも書かれていますが、権利の活用というところに重点的に投資をしていくと、今後の財政も安定していくのではないかなと思っております。

特に、スタートアップなどは支援が非常に大事ですが、今、権利の取得の支援などがメインで、あまり活用に目が向いていないというか、INPITにも開放特許情報データベースなどがちゃんとありまして、ああいうものも、大企業が入れたものをスタートアップが使うみたいなイメージになっていますが、本来は逆で、スタートアップの技術を、活用能力のある大企業がたくさん活用して、イノベーションに結びつけていくという形で何か政策をつくっていくと、やはり特許はお金になると。だから、スタートアップなども、特許の出願や権利化をもっと頑張ろうという気になると思いますので、この委員会で言うことではないかもしれませんが、そういう観点から何か政策を考えていくといいのかなと思いました。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

○田岡総務課長 山内委員、ありがとうございます。まさに私ども特許庁側も同じような

問題意識を持っておりまして、中長期的に、特許をはじめとした知財権をしっかりと活用して、それを経営に生かしていただくことはすごく大事だと思っておりますので、攻めの投資という形で、我々もいま一步打って出る政策を考えて実行してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

他はよろしいでしょうか。

先ほどの33ページの投資経費の見通しのところで、ePCTが対応可能になったらとてもいいですね。いろいろなところですが、すごくメリットなのですね。ここは2026年度のところが入っているのではないですか。だから、対応可能かどうかという見通しはどうかというものが終始気になっていまして、お願いしたいと思います。

○石原企画調査官 ありがとうございます。このePCTは、先ほど申し上げたとおり、WIPOが持っているシステムでございます。WIPOは小規模の外国の特許庁向けにこのシステムを作って、それを普及させていこうということで始められたものでございます。そこでその機能は、小規模省庁向けというものが基本になっております。我々としては、日本の特許庁は非常に大きなものですので、WIPOに対して、日本の特許庁向けに様々な調整をお願いしているという状況でございます。精力的に進めていって、是非成功に導いていきたいなと思っております。

○小林委員長 確認できてよかったです。ありがとうございました。

今日、様々な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。

先ほど申し上げたとおり、この委員会が立ち上がったときは、剰余金がないという状況のところで、料金を値上げしなければいけないというせっぱ詰まったところだったのですが、剰余金が確保できてきているという状況の中で、スタートアップ、中小、大学も含め、知財の重要性は我が国のイノベーションに関わってくるところですので、いろいろな御意見、現存率の分析の視点もたくさん頂きましたし、いろいろな観点も頂きましたので、ぜひ事務局は、今日頂いた御意見を分析の視点に反映していただきたいと思います。

それから、様々な不確実性がある環境でございまして、物価上昇もそうですし、いろいろな地政学的リスクもあったりして、いろいろなことが起こっております。それこそ庁舎の改修といったところでも、物価といいますか、賃金の上昇や資材の上昇なども起こってきておりますので、いろいろな不確実な状況も踏まえながら、特許、PCTをはじめとして、いろいろなところで歳入の増加と、それに対する歳出の透明性も確保しながら行っていく

ことが重要だと思えます。

オブザーバーの方々からも貴重な御意見を頂きましたので、この委員会でその御意見を活用しながら、また審議を進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

今日、特許特別会計のレポートについての御意見はなかったのですが、これについてもまたいろいろ御意見を頂いて、アカウントビリティーの観点から改正していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

御議論いただきまして、本当にありがとうございました。本日、予定されております議事は以上です。最後に、事務局から何かありますでしょうか。

○田岡総務課長 本日も委員・オブザーバーの皆様から様々な御意見を頂きました。誠にありがとうございます。私ども、しっかりと受け止めて、これからの取組にしっかりと対応してまいりたいと思っております。

本日の議事録につきましては、委員の皆様には、前回同様、短期間での御確認をお願いする予定でございますので、何卒よろしくお願ひいたします。

また、次回の小委員会の開催が近づいてまいりましたら、日程調整をさせていただきますと幸いです。

事務局から以上です。

○小林委員長 ありがとうございました。

4. 閉 会

○小林委員長 長時間にわたりまして御議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第10回財政点検小委員会を閉会いたします。本日は御審議ありがとうございました。